

変動金利定期預金（複利型）

平成25年7月8日現在

1. 商品名	・変動金利定期預金（複利型）																		
2. 販売対象	・個人のみ																		
3. 期間	・3年 ・預入時の申出により自動継続（元金継続、元利金継続）の取扱いができます																		
4. 預入 預入方法 預入金額 預入単位	・一括預入 ・100円以上 ・1円単位																		
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します																		
6. 利息 適用金利 利払方法 計算方法 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・変動金利 ・預入後6ヵ月間は預入時の店頭表示の利率を適用し預入日から6ヵ月毎に、当金庫が預入の際に提示する自由金利型定期預金 [預入金額1,000万円以上の場合] または、自由金利型定期預金（M型）[預入金額1,000万円未満の場合] または、自由金利型定期預金（M型）[預入金額300万円未満の場合] 各々6ヵ月ものを指標金利とした利率設定方式により適用利率を変更します ・継続後の利率は、継続日における店頭表示利率を適用します ・満期日以後に一括して支払います ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で、6ヵ月毎の複利計算 ・利息には20.315% の税金がかかります。 ただし、マル優をご利用の場合は除きます。 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には、復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%・地方税5%）の税金がかかります。 																		
7. 手数料	——																		
8. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・自動継続扱いのものは「総合口座」の担保とすることができます（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率） ・マル優の取扱いができます 																		
9. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、預入日から解約日の前日までの日数および以下の預入期間に応じた中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）によって6ヵ月複利の方法で計算した利息の合計額とともに支払います <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">預入期間</td> <td style="width: 45%;">6ヵ月未満</td> <td style="width: 40%;">普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>6ヵ月以上1年未満</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>1年以上1年6ヵ月未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>1年6ヵ月以上2年未満</td> <td>約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>2年以上2年6ヵ月未満</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>2年6ヵ月以上3年未満</td> <td>約定利率×90%</td> </tr> </table>	預入期間	6ヵ月未満	普通預金利率	"	6ヵ月以上1年未満	約定利率×40%	"	1年以上1年6ヵ月未満	約定利率×50%	"	1年6ヵ月以上2年未満	約定利率×60%	"	2年以上2年6ヵ月未満	約定利率×70%	"	2年6ヵ月以上3年未満	約定利率×90%
預入期間	6ヵ月未満	普通預金利率																	
"	6ヵ月以上1年未満	約定利率×40%																	
"	1年以上1年6ヵ月未満	約定利率×50%																	
"	1年6ヵ月以上2年未満	約定利率×60%																	
"	2年以上2年6ヵ月未満	約定利率×70%																	
"	2年6ヵ月以上3年未満	約定利率×90%																	

10. 金利情報について	・店頭備え付けの金利表示ポ - ド、ホ - ムペ - ジまたは窓口へご照会ください
11. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部お客さまサービス課（0120-252-248 9:00～17:00）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 以下の東京の弁護士会（東京三弁護士会）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能です。</p> <p>東京弁護士会 紛争解決センター （電話：03-3581-0031 9:30～12:00 / 13:00～15:00）</p> <p>第一東京弁護士会 仲裁センター （電話：03-3595-8588 10:00～12:00 / 13:00～16:00）</p> <p>第二東京弁護士会 仲裁センター （電話：03-3581-2249 9:30～12:00 / 13:00～17:00）</p> <p>利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記リスク統括部お客さまサービス課または全国しんきん相談所（03-3517-5825 9:00～17:00）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部お客さまサービス課または全国しんきん相談所にお問合せください。</p>
12. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します ・本商品は預金保険制度の対象商品であり、預金保険の範囲内で保護されます